

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

患者から問合せを受けて医薬品製造販売業者が医療用医薬品に係る情報を提供する
場合の留意事項について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会宛て連絡しましたのでお知らせします。適宜関係者への周知方お願い申し上げます。